

院外処方せん発行のおしらせ

平成30年 8月 1日より開始します。

近年、健康に対する関心の高まりによって、より質の高い医療サービスが求められており、このような中で、患者さんが薬を充分理解して、安全で有効な治療が必要とされてきています。この対応として、処方せんにより《保険薬局》から病院と同じ薬をもらう医薬分業が国（厚生労働省）の方針で推進されています。

当院においても、外来患者さんへのお薬の処方は、『院外処方せん』となります。



【保険薬局】

病院から処方せんをもらい、保険薬局で調剤を受けますと次のような利点があります。

- 薬を受け取る時間が短くなります。
- どこの保険薬局でもご利用になれます。
- 薬について、ていねいな説明を聞くことができます。
- 薬歴管理により、薬の重複や相互作用による副作用がふせげます。

薬の重複などによる副作用から皆さんを守るために一人一人の薬の服用歴を記録して管理することです。

※院内処方せんより、費用が若干多くかかることもありますが主旨をご理解のうえ、ご協力をお願いいたします。

院長